

演劇 × 著作権 × 法律

論争続発、JASRAC！
——「練習」に許可はあるのか？弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授
HP: <http://www.kottolaw.com>
Twitter: @fukuikensaku

JASRACが熱い。といっても本稿執筆中（編集部注・2017年9月）は北朝鮮や選挙をめぐる情勢のあまりの「熱さ」にやや隠れ始めた気もするが、そしてこうなると「文化・著作権論争ができる時代の何と幸福なことよ」と思うわけだが、それでも昨年末からJASRAC

ACを巡る論争はワイドショーも含むメディアの人気トピックだった。いわく京大の入学式の総長式辞でボブ・ディランの歌詞を引用したら使用料請求された？とか、強硬に集める割に分配が不透明と元々爆風スランプのメンバーに訴えられた？とかだが、何と

もどめを刺すのは音楽教室裁判だろう。

何かといえばJASRACは以前からヤマハなどの音楽教室に著作権の使用料を請求してきたのだが、遂に来年（編集部注・2018年）から徴収実施の方針を固めた。使用料は音楽教室の受講料収入の2・5%で、これは実効レートというところから見てかなり近い。音楽教室側は猛反発。逆に「教室での指導に著作権は及ばないこと」の確認を求めて約250社がJASRACを提訴するとともに、48万人分の反対署名を文化庁に提出した。さすがに著作権でこの規模の署名数は、記憶にない。自らソングライターである宇多田ヒカル、『残酷な天使のテーゼ』の及川眠子、RHIMESTERの面々なども次々と「学校・教室からは取って欲しくない」と発言するなど、アーティスト側からも異論が出ているが、今のJASRACは今のところ徴収方針を撤回する様子は皆無だ。

一体何が問題なのか。著作権が作品の演奏や上演に関連して働くのあきらめるのか。こうした影響は、実は児童劇団や通常のダンススクールにも及び。既存の戯曲や既存の振り付けを稽古に使うということはおそらく日常茶飯に行われているが、では各劇団やダンススクールは個別にその許可を取って回るのか。戯曲や振付にJASRACはない。発表会のための許可とはケタが違う苦労になりそう。いや、そもそも通常のオーケストラや劇団での稽古はどうか。オケや大規模な劇団となるとメンバーは50名を優に超えるところも珍しくない。「多数」だから「公衆」だ。では既存作品を練習する際に個別に許可を取るのか。音大や専門学校はどうか。これらは非営利団体だから「非営利演奏」（38条）という例外規定でできるという指摘もある。が、実は稽古が「公衆に聞かせるための演奏・上演」だとすると、これらの例外規定は効かなくなる可能性もある（詳細は省略）。

こう考えると、どうも「営利だから稽古からお金を取れ」というほど単純な問題でも、影響が小さい問題でもなさそう。だから

は、「公衆に聞かせるための演奏・上演」に限られる。よって、例えば小規模なサークル内での閉じた演奏などは対象にならない、これまで言われてきた。音楽教室はどうか。場所にもよると思うが、典型的には教師1名か複数の生徒を個別指導するスタイルが中心だろう。その際にももちろん演奏はするが著作権の切れた古い曲も多く、また、そもそも通して演奏するよりも該当箇所を繰り返し弾かせたり、時には教師が該当箇所を模範で弾いてみせるといったスタイルが典型的だろう。発表会を開くこともあるが、その場合は別途著作権処理はされている建前だ。

うん？ いったい公衆はどこにいる？「公衆」とは「不特定、又は多数の者」をいう。よって個人的なつながりのある少数の人々は「公衆」ではない。サークルメンバーなどが代表格だろう。JASRACの主張では、生徒には誰でもなれるので「不特定」、また一度には少数でも入れ替わりやってくるので合わせれば「多数」、よって公衆ということになる。確かに、

かつてJASRACが社交ダンス教室に著作権使用料を求めた裁判でも最高裁は生徒たちを「公衆」と認めたことがあり、これが彼らの強い自信を支えているのだろう。なるほど。社交ダンス教室で流される曲は既に録音されたプロの演奏などで、それを公衆である生徒が聴きながら踊っているといえ

ば、まあまだわかる。しかし音楽教室では教師や生徒が指導・練習のために断片的に弾くのが中心だ。それが「公衆である生徒に聞かせるための演奏」か？「公衆に聞かせるための演奏」といえば念頭に

あるのはコンサートや発表会だろうから、どうも教室での指導となるとイメージが違う気がする。なんとというか、「公衆演奏のひとつ前の準備の段階について著作権を及ぼそうとしている」という印象があるのだ。

きというのもしさか乱暴だ。例えばテレビや新聞だって営利企業でありニュース報道でも儲けているが、著作権は「報道利用」には及ばないことされている。おそらく、広がった反発の背景には「音楽教室は音楽文化のすそ野であって、練習しなければ弾けるようにならないのに、そこを抑制してかえって文化の根を弱らせてしまわぬか」という危惧があったのだろう。

実際、この問題は単に2・5%が高いか低いかという単純な論争とは少し違う。著作権が及ぶということ、許可がなければ練習できない」ということだ。となると、影響はもつと大きい。例えば、JASRACは確かに世界中のプロの楽曲のほとんどを日本で管理しているが、それでもゲーム音楽やワールドミュージックなどでは非管理曲も多い。人気のゲーム音楽を練習したいという需要は今どきは多いと聞くが、その場合はJASRACでは許可は出せないことになる。ではどうするか。個別の音楽教室がゲーム会社に連絡を取って練習の許可を貰うのか。それができない場合は、教えること自体を

こそ、世界的にも教室内での指導に著作権を及ぼすかは微妙な領域で、イギリスのように営利・非営利を問わず教育機関での演奏に著作権は及ばない、という明文の規定を置く例もある。大きな論点なのだ。

さてどうなる？ 音楽教室・JASRACとも引く構えはなく、このままならどちらに転んでも重大な判決になりそう。仮にJASRAC勝訴でも大きな後遺症を残すだろう。ちょうど、9月にはアジア法律家協会（ローエイシア）の年次大会が東京であり、「著作権の集中管理」をテーマにしたパネルが開かれた。筆者も、JASRAC等の統括団体のアジア代表も登壇したが、ここでは「著作権の集中管理の利便性・重要性」とともに、「その運営の透明性や説明責任」も課題として指摘されている。

著作権は稽古にも及ぶべきなのか？ 著作権の集中管理はどうあるべきか？ この問題、利用者であり権利者でもある演劇人にとっても、全く他人事ではない。さあ、皆さんはどう考えるだろうか。